

# 金融機関の法務対策 5000 講

## 利用ガイド

### PC ビューと タブレットビュー

お使いのデバイスにより表示画面が下記のように切り替わります。



PC 初期画面



タブレット初期画面

### PC ビューでの操作

初期画面では画面の左側には目次、画面の右側には 5000 講タイトルが分割表示されます。

目次の各項目をクリックすることで、該当するコンテンツが画面の右側に表示されます。ただし、PDF を表示する場合には別タブ表示となります（担保書式便覧など）。

画面の左側の『目次』、『検索』を切り替えます。

1 巻～ 5 巻、担保書式便覧が選択できます。

目次の全開閉が 1 操作できます。  
▼：全開 ▲：全閉

タイトル帯のクリックで  
下位項目の開閉ができます。

項目名のクリックで  
画面の右側の表示が切り替わります。

左右の領域幅を調整できます。

目次

検索

1 金融機関の定義・コンプライアンス・取引の相手方・預金 編

II 為替・手形小切手・電子記録債権・付随業務・周辺業務 編

III 貸出・管理・保証 編

IV 担保 編

V 回収・担保権の実行・私的整理・法的整理 編

担保書式便覧（不動産編）

第1章 金融機関の定義・種類

第2章 協同組織金融機関

第1節 協同組織金融機関の会員・組合員資格

10051 信用金庫の会員資格

10052 信用組合の組合員資格 **クリック**

10053 労働金庫の会員資格

10054 農業協同組合の組合員資格

10055 漁業協同組合の組合員資格

10056 身分権的権利と財産的権利

10057 会員となる資格

10058 上場会社の会員資格

10059 子会社の会員資格

10052 信用組合の組合員資格

信用組合の組合員資格は、銀行や信用金庫と比較して、  
いがあるか

結論

信用金庫や信用組合は、協同組織金融機関としての特色から、  
会員・組合員資格が限定され、地区内において、住所または居  
事業所を有する者、勤務に従事する者等に限定されている。ま  
員・組合員資格の制限は、信用組合においては常時使用する従  
または資本金3億円以下の事業者等に限定されているのに対して、  
ては常時使用する従業員300人以下または資本金9億円以下の事  
ている点が異なる。

解説

◆信用組合の特色

中小企業等協同組合法（以下「協同組合法」という）1条におい  
の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う  
他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要  
定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてそ  
活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的  
とし、同法第1条1項において「信用組合」として「組合員又は会員

## 利用ガイド

### キーワード検索

検索タブをクリックすることにより、画面検索に切り替わります。

検索窓に閲覧したいキーワードを入力すると、該当するページの一覧が表示されます。

複数の単語を空白で区切り入力することにより、検索の絞り込み（アンド検索）ができます。

検索キーワード入力欄  
複数の単語を入力できます。  
その場合アンド検索となります。

検索結果表示欄

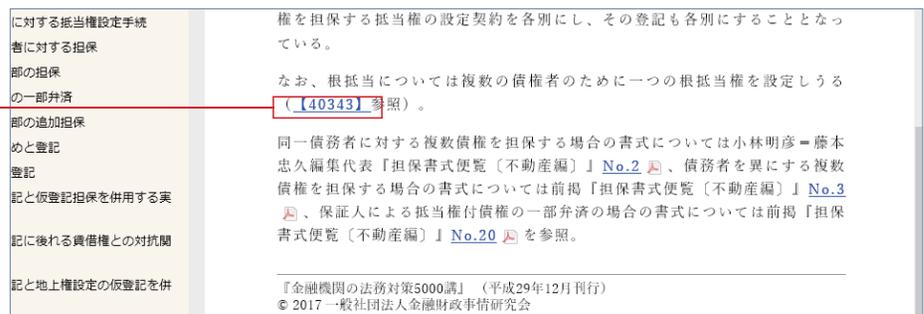


### リンク

ページ内のリンクをクリックすると、該当ページにジャンプします。

また、PDF へのリンクは別タブで表示されます。

リンクをクリックすることで  
該当ページにジャンプします。  
戻る場合は、ブラウザの戻るボタンで  
元のページに戻れます。



### タブレットビューでの操作

表示されるコンテンツが、画面の右側ではなく新たなタブに表示される事以外、操作は PC と同様です。